



第28回法人会全国大会神奈川大会

記念講演 講師:元内閣総理大臣小泉純一郎氏 演題:「日本の歩むべき道」

主 _な 内 _容	
	生活ほっとニュース8
全国大会(神奈川大会)講演会写真1	平成24年度税制改正に関する提言について提出
平成24年度税制改正提言2	
雑損控除の計算には国税庁ホームページが便利 5	活動報告9
乱世を駆け抜けた姫6	

平	成:	234	年12	2月	1	3								Z		巻	泛	<u> </u>	人	2		会		硍								穿	第 19	8 -	2 (2	()
づくりから規制緩和までを多角	言	そのためには、復興構想会議	にもつながる	活再建だけでなく日本経済の再	をつけることは、被災地域の生	一刻も早く復旧、復興に道筋	識させた。	な底力をもっていることも再認	日本の高度で複雑な部品が大き	ものづくりに影響したように、	ーンの寸断が世界	一方で、中小企業を含めたサ	3°	が等しく共有	打撃を与えた。その痛みは全国	重なって農水産・畜産物に	汚染が広範囲に及び、風評被害	加えて原発事故による放射能	90	人を超す死者、行方不明者を出	活	キロに及ぶ沿岸部の街を根こそ	津波が東北3県を中心に500	今回の大震災の特徴は、巨大	一 東日本大震災カ				いたとうの						法人会平成	
重荷にならないよう短期とすべ	理解を得た上で復興後の経済に	増税措置を採る場合は、国民の	復興債の償還財源として臨時	(1)増税を実施する場合の期間	-	・夏退才原こつヽ	よう求める。	も含む)に適切な措置を講じる	取	ているが、引き続き	○税制上の支	、復興	震災特例法の施行等により、	考える。	増税もやむを得ない	足する場	しと無駄の削減を徹底的に実施	急の歳	きある。		生		必要がある。	的にスピード感をもって進める	震災からの復興に向けて								う		24年度税制改正	
間、減免	①被災地企業の法人税を一定期	マ技の批チ	え 愛り広を	2. 震災復興に句けた各種	要である。	して、その理解を得ることが必	何らかの配慮的措置を講じる等	9	その場合、被災者も同等に消	考える。	ら、消費税が最も適していると	景気に対する中立性等の観点か	税収の規模と安定性、さらに	から問題がある。	す恐れがあ	「洞化や雇	所得税、法人税の増税は、国	(2) 増税税目についての留意点	配慮する必要がある。		また、増税開始時期も、極力、	ムすぎると考	が想定しているような期間(5	きであり、政府の復興基本方針			まとめました。	革 を中心に据えて	会保障と税の一体改	大震災の復興	題 で ある、 [*] 東日本	2つの重大な国家課	日本が直面している		提言	
規模の縮小懸念も	少と人口全体	たらしており、生産年齢人口の	らは国民	るのは明白といえよう。	保障制度も財政も持続困難にな	としている。このままでは社会	のギャップは急速に拡大しよう	始年齢に	しかも、「団塊の世代」が年金	る。	財政悪化となって反映されてい	それが先進国の中でも突出した	大きなギャップが生じており、	1		可能な社会保	で最速のスピードで進んでおり、	わが国の少子高齢化は先進国		■ 社会保障と税		誘致の促進、雇用の確保などの	流出の防止や他地域からの企業	被災地域からの企業の移転、	NUMERA OF A DESCRIPTION		2 R 1	3280	法人。			神奈				
		国の中では「中福祉」に位置し、	わが国の社会保障制度は先進	基本的考え方	またりきたう	1. 社会呆章 制度こ付する	きたい。	し改めて以下のことを求めてお	社会保障制度と財政健全化に対	改革」案をまとめたのを機に、	政府が「社会保障と税の一体	社会づくりにつながると考える。	消費や投資を促し活力ある経済	の構築と財政健全化の両立は、	与える持続可能な社会保障制度	うい	恐れが指摘されている。	成長の大きな下押し圧力になる		こ税の一体改革					である。 である。	にそんごう「非にしい目と」でするとともに、税制・財政等の	各種の規	被災地域の復興をはかるため、	(3)特区の創設	求める。	定・適用と、課税の減免措置拡		国官資産税こついて、皮災尾(2)固定資産税の弾力的運用	措置が必要。	人税を一定期間、減免する等の額になど。初ジサロのユジロジ	から、波災也或

(3)) 5	育	198	号										Z		巻					45			報								쿠	成	234	軍1 2	2月	1	3
指摘したように、財政の健全	貝正俗ミイル	2. は汝建全とこうナて	られる。	な社会保	え、経済成長を阻害しな	企業への過度な保険料	うまでもない。	めの努力が必要であることは言	るなど国民各層の合意を得るた	や、景気への十分な配慮がされ	は、行財政改革のさらなる徹底	国民に負担増を求めるために	むを得ないと考える。	その税率の段階的引き上げはや	れにくい消費税が適しており、	求め、かつ税収が景気に左右さ	に消費一般に広く公平に負担を	政府の一体改革案が示したよう	(2)社会保障の安定財源としては、	極めて重要になる。	の役割分担や、給付の効率化も	そのためには「自助」と「公助」	度にとどめるべきである。	負担率は、将来にわたり50%程	(1)財政赤字を加えた潜在的国民	度の確立はできないからである。	にわたり持続可能な社会保障制	た国民的合意がなければ、将来	を考慮する必要がある。そうし	や「世代間・世代内の公平」など	「保険料負担と税負担のあり方」	安定財源確保にあたっては	ればならない。	あり、その財源は安定的でなけ	ついても「中負担」にする必要が	り方を見直すとともに、負担に	スさせるには、既存の給付のあ	この「給付」と「負担」をバラン
厳しい経済状況にあるにも関	行用正己喜い	8. テオ文文章の徹底	る点に留意が必要であ	税余地があるためと市場が	だけでなく、日本には十分	債が国内消化されているとの側	現在の長期金利が低いのは国	重要である。	おり、国債の信認確保は極めて	金利上昇に脆弱な体質となって	10兆円に達するわが国の財政は	(2)国債の利払い費だけでも年間	達成すべきである。	げ―という健全化目標を着実に	対GDP比を21年度から引き下	半減、20年度黒字化②債務残高	字の対GDP比を2015年度	①国・地方の基礎的財政収支赤	(1)政府の財政運営戦略にある―	が求められる。	破綻は避けられないとの危機感	改革を同時に実施しない限り、	税の段階的引き上げなどの歳入	税の一体改革案で示された消費	域なき歳出の改革と社会保障と	成長戦略の実施とともに、聖	欠けている。	国よりスピードが遅く厳しさに	健全化目標でさえ、これら先進	にもかかわらず、現在の財政	よりはるかに悪化している。	われている米国やイタリアなど	、市場でソブリンリスクが問	内総生産(GDP)比で1. 8倍	国と地方の長期債務残高は国	要な課題である。	築と両立させねばならない重	持続可能な社会保障制度の
の課税バランスを図	革に当たっては所得	本改革が不可欠とな	きな構造変化が急進展し、新た	得格差など、経済社	ーバル競争とそれが	間に少子高齢化や人口減	から20年以上が経過した	わが国の税制は先の坊	△ 利用の封え 己酉の	4. 说訓の友本牧革のあしち	なげる	ることは民間に任せ成	は大胆に改廃し、民間に	(4)	直しによる無駄の削減	(3)	人件費の抑制	(2) 玉	削減、歳費の抑	(1) 国 •	よう求める。	て期限を定めて改革を断行	直ちに、以下の諸施策	点となろう。	る覚悟を明確に示すことが出発	よ」との認識の下、自ら身を削	を求める前に「まず隗より始め	国会・地方議会は国民に痛み	は明らかである。	の先送りをもはや許さないこと	めて不十分であり、国民は改革	かしながら、改革の取組みは極	れることを前提としている。し	りぎりまでの行財政改革が行わ	それは、国・地方におけるぎ	むなしとの考え方を示した。	度の財源確保のためには増税や	わらず、震災復興と社会保障制
成長戦略に盛り込まれた医療	制約をもたらしている。	り、わが国の経済活動に大きな	加速する可能性も指摘されてお	続く懸念から生産の海外移転が	よる電力不足が将来にわたって	しつつあるものの、原発事故に	れたサプライチェーンは急回復	また、東日本大震災で寸断さ	が拭いきれない。	り、目標到達に対する不透明感	策の実効性には懸念も生じてお	目標を掲げているが、具体的政	率を3%台に低下させる」との	率をプラスに転じ、早期に失業	11年度中には消費者物価上昇	成長率2%を上回る成長、20	0年には名目成長率3%、実質	た「新成長戦略」では、「202	平成22年6月に閣議決定され		. 経済活性化		情報などを一元管理する上で、							い、共通番号制度の早期導入	・)、上角新売りまりまく	緊の課題と考える。	特に後述する法人税の改革は喫	を踏まえることが重要であり、	と雇用を創出するという視点等	政策等との国際的整合性、成長	や多様化の観点、諸外国の租税	時に、国際間の経済取引の増大
料が引き上げられていく状況	指	わが国は必ずしも高くないと	加えた企業負担の国際比較で	また、法人税に社会保険料	る	が国との税率較差が拡大	の引き下げが行われてお	誘致などを図るため、法人税率	国際競争力の強化や外国	アジア、欧州各国では		1.去人说率の引き下げ	がある。	るよう税制環境を整備する必要	社会的責任を果たすことがで	活力を維持し、雇用確保などの	同時に、企業が将来に向かっ	に大胆な規制緩和を実施すると	や農業など新たな成長分野育		と中小企業対策		の利便向	野にも活用するなど、納税	(3)税務面の	護のための法整備	(2) 税務情報	ストの明	(1)制度の創	3°	積極的な検討を進めるよう求め	通番号制度の早期導入に向け、	以下の点を踏まえた上で、共	トがある。	る国民にとっても大きなメリッ	だけでなく、サービスを享受す	それは行改サービスの効率化	極めて有効な制度と考える。

平成23年12月1日	石巻法人			第 198 号 (4)
そので、中小法人に適用される軽減 た、中小法人に適用される軽減 た、昭和56年以来、800 たとも1,600万円程度に引 たとも1,600万円程度に引 たい昭和56年以来、800	(4)中小企業の担税力を踏まえる により公平な課病を確保すべき (4)中小企業の担税力を踏まえる (4)中小企業の担税っている措置は検 にわたり存続している措置は検 にわたり存続している措置は検 にわたり存続している措置は検	大置 率主げ	め引盛 軽税る	用への悪影響、さらには経済全企業の海外移転が促進され、雇こうした状況が続けば、国内まっている。
り 措 (2) 、 親 置 親 5 ④ ③ 日 族 の 族 な な 限 合 3 尚 対 む に 、 親 で 3 で 4 ③ 日 族 の 族 な な 同 版 の 族 な な 同 版 の 族 な な の 版 の た な な の 版 の た な な の し 、 3 で 1 の た の た な な の し 、 3 で 1 の た の た な な の に 、 う の た 、 な の た の し い い い の 死 の た の た の た の た の た の た の た の た の た の た の た の た の し い い の 死 の た の た の た の た の の た の た の の の の の の の の の の の の の	 2) このである。 1) 相続税、贈与税の納税猶予制 2) 5年間の雇用8割維持のの簡素化 2) 5年間の雇用8割維持のの簡素化 2) 5年間の雇用8割維持の 	が実を難く	れた相続税、贈与税の納税猶予である。 平成21年度税制改正で創設さである。	雇中 月小わ の企が 事
 税 税 献 税 前 す す る は た み す な 税 ボ す な 税 お な た た な れ た な た な た な た な な	3. 中小企業の活性化にる. 中小企業が時代や環境の中小企業は、わが国経済のその中小企業が時代や環境の手である。	して、内容、要件などが不十分して、内容、要件などが不十分である。	2.うした欧州主要国税制と比較 の州主要国では相続税体系は で別している。	創設 創設 割設 制設 制設 の お 本 格 的な 事業 承継税制の の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の の の 、 の の の の の の の の の の の の の
却し、自立・自助の体質を構築 がに悪化している現状を考えれない。国の財政が地方がし、自立・自助の体質を るない。 国と地方は行政を担う「車の らない。 「している現状を考えればないのに悪化している現状を考えればない。」 「」」の 「」」の 「」」の 「」」の 「」」の 「」」の 「」」の 「」	▶. 国と地方のあいたので、 地方分権は必然的流れでの活性化をも阻害するに至って しなくなっており、行財政面の しなくなっており、行財政面の しなくなっており、行財政面の うど、 したいのみならず、地域経済 ため、 の活性化をも阻害するに至って の活性化をも阻害するに至って の活性化をも阻害するに至って の活性化をも阻害するに至って の活性化をも阻害するに至って の活性化をも阻害するに至って	②損金不算入割合10%の撤廃 でるとの観点からも、以下の見 で額限度額のさらなる引き上 げ	万円に引き上げられたが、企業で創設された昭和29年当時とは、で創設された昭和29年当時とは、で創設された昭和29年当時とは、で創設された昭和29年当時とは、で創設された昭和29年当時とは、で創設された昭和29年当時とは、	交際費課税が租税特別措置法められるものである。 な際費性、損金性が認められるものである。
の是正が必要 るが そ当てなど を る が る が よ ら た の 水 準 は る る の 大 い た ろ る の た の た の た の た の た い た ろ の た の た の た の た の た の た の た の た の た	り方 するかが重要である。 (1)広域行政による効率化の観点 1)広域行政による効率化の観点 2)基礎自治体(人口30万人程度) 2)基礎自治体(人口30万人程度)	損金処理を認めるべきである 条活力を与える観点から、同業活力を与える観点から、同業活力を与える観点から、同業活力をある観点から、同業活力をある観点から、同業活力を認めるべき		べき ③資本金規模に関わらず一定の

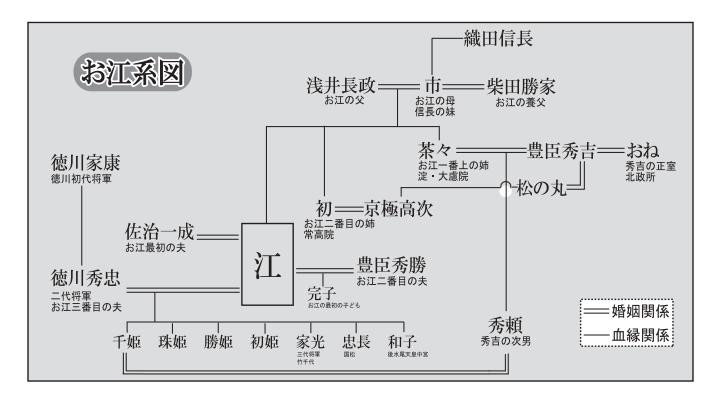


平成23年12月1日

石巻法人会会報

第 198 号 (6)

戦国の時代といえば、	し出き区ナるナ		に進んでいくというお市	そうしたお市の教育は
主役は明らかに男たちであ		ラスタ	の方の覚悟を3姉妹に伝	も恥ず
S°.) 長子	えたことに他ならない。	しくない女性でなければ
戦に明け、戦に暮れる			これが3姉妹のそれか	ならない」「花と咲く姫
時代は強く賢い男たちの			らの人生を歩んでいく原	たちを見届けて欲しい」
活躍の舞台であった。		「 新	点になったものと推察で	と、亡き夫とかわした約
そこは文字通り、弱肉			きる。	束に他ならない。
強食の世界であり、実力		家	お市は敗軍の将の子ら	花咲く姫それは見
勝負の世界だった。		シリノー作	として乱世の世に生きて	た目の美しさと同時に内
緊張がみなぎり、一刻	(Z	いかねばならない宿命を	面の気品・教養を併せ持
の猶予もなく攻め立てら			背負った3姉妹に、妥協	つことである。
れるような日々である。			することなく高度の教育	敗者となった者は寄る
「食うか食われるかの	教育で花咲く	姫たちに	を施した。	辺なくさまよい生きてい
時代」は男たちを魅力的	7		決して、驕者に流れる	かねばならなかった時代
にしていた。	戦国きっての美人と言	城を逃げ落ち延びて行く	、 ことなく、質素倹約を申	に、お市が施した徹底し
信長、秀吉、家康は食	われたお市の方が浅井長	お市の方は3姉妹に「振り	し付け、さらには芸術へ	た教育は3姉妹に自立し
われずに相手を食った武	政に嫁して生んだ3人の	向いてはいけません」と自	1 の鑑識眼を養わせた。	た人生を歩ませたのだ。
将たちだった。	姫のうち、一番末っ子が	らに言い聞かせるように言		
そんな時代、女たちは	お江である。	い放った。	確執の裏則と	執の裏則とお江の出世
どう生きたのだろうか。	お市の方は織田信長の	信長の弟・信包の居城・	Æ	
男たちの添え物として	妹にして、浅井長政との	伊勢上野城に安住を得たお	2 そうして3姉妹は成長	べて目立つこともない。
ひっそり生きて自己主張	同盟がための政略結婚と	市は、改めて3姉妹に「女	くし、長女・お茶々は豊臣	末っ子というのはどこ
もしなかったのだろうか。	して嫁いだ。	の身とて浅井の無念を忘れ	* 秀吉の側室となり、権勢	の家でもあまり重く考え
とんでも無い。女たち	しかし、同盟も将軍・	ずに生きていきなさい。報	* を手中にする派手な女性	られないので、むしろ気
がこの時ほど女の本領を	足利義昭に翻弄される中	復というのではなく、別の) に、次女お初は口の達者	楽な存在であり、楽天的
発揮して生き生きと世を	で破綻し、浅井の居城・	方法で浅井の血を長いもの	な聡明な女性になってい	な傾向がある。
渡ったことはない。お江	小谷城は信長の総攻撃で	として欲しい」と説いた。	く中で、一番末っ子のお	少し控えめで、あまり
もそんな一人だろう。	落城。	振り向かず、泣かず、前	江は、上の2人の姉と比	自己主張もしなかったお



平成23年12月1日

第198号(8)

制改

に関する提言について

改







日時:平成23年10月20日(木) 演題:「中小企業のための節電対策セミナー」 講師:リスクマネジメントコンサルタント 石井 住枝氏



河南桃生支部主催 中小企業のための 節電対策セミナー

去る10月20日、河南桃生商工会桃生 支所会場にて、AIU保険会社共催で 開催致しました。

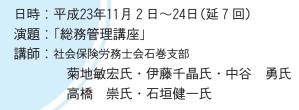
講師は、リスクマネジメントコンサ ルタントの石井住枝氏で、ピーク抑制 と節電に向けてどのような対策をしな ければならないかなどのポイントを事 例を挙げながら分かりやすく解説した。



日時:平成23年10月26日(水) 演題:「自分と仕事の目標達成法"マインドマップ"」 講師:(㈱日本マネージメントリサーチ 安田真知子氏



日時:平成23年10月12日~19日(延6回) 演題:「簿記実務講座」 講師:東北税理±会所属税理± 髙橋 秀一氏







静岡法人会青年部会では、宮城県被災地視察研修会を計画し、10月22日にバスにて来訪いたしました。 また、支援金の贈呈ならびに被災地石巻への熱いエールを頂きました。